

Collection of Institute for Research in Humanities, Kyoto University "TiandiRuixiangZhi" 16th Reprint ・ School Notes -"Gaturyo (4)"

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2020-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1120

京都大学人文科学研究所所蔵

『天地瑞祥志』第十六翻刻・校注 — 「月令」(四)

深澤 瞳

はじめに

『天地瑞祥志』は、唐の薩守真(異説あり)という人物によつて編纂された天文類書である。これまではさほど注目されてこなかった書物であつたが、二〇一一年秋より、数名の有志により天地瑞祥志研究会(代表・水口幹記氏)が立ち上げられ、輪読会を行つてきた。

この研究会での成果は、水口幹記氏・田中良明氏によつて第一の翻刻・校注が『藤女子大学国文学雑誌』九三号(二〇一五年)及び九四号(二〇一六年)に、佐野誠子氏・佐々木聡氏によつて第十四の翻刻・校注が『名古屋大学中国語学文学論集』第二九輯(二〇一五年)等に発表されている。本稿はこれらに続く研究会の成果報告である。なお、『天地瑞祥志』に関しては、前掲『藤女子大学国文学雑誌』九三号に収録されている水口幹記氏による「序」を参照されたい。

さて、『天地瑞祥志』第十六には、「月令」「五行」「木」「火」

「土」「金」「水」の項目が立てられており、また「水」には「醴泉」「井」が付されている。本稿ではこのうち、「月令」の翻刻・校注を収録する。なお、分量的な事情により、全体を適宜分割し、(一)には「一月・二月・三月」(『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第六号、二〇一八年二月)、(二)には「四月・五月・六月」(『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第七号、二〇一九年二月)、(三)には「七月・八月・九月」(『大妻国文』五〇号、二〇一九年参月)というように掲載してきた。本稿は以上の三つに続く「十月・十一月・十二月」であり、これを以て第十六「月令」に関しては読了ということになる。

この第十六「月令」の翻刻と校注は深澤瞳が担当したが、この成果は決して一人だけの手になるものではなく、研究会の参加者による意見の集約であることを付言しておく。

『天地瑞祥志』 翻刻・校注凡例

原文

一、底本には京都大学人文科学研究所蔵『天地瑞祥志』を用いる。

一、底本は文章の改行に無秩序な箇所があるが、読者の便を圖り、引用書や文脈により適宜段落を設け、各々に01、02、……と番号を付して①に記した。

一、底本は鈔本であり、行草体や筆写特有の字体を含むが、適宜楷書化し、通行の字体に改めた。

一、底本の双行注（割り注）は山括弧◁に入れて示し、欠字は□で示している。

一、底本に書き入れが有る際、または、底本の字作りが前田尊經閣文庫所蔵『天地瑞祥志』（以下「尊經閣本」と略す）と異なる際には、①の本文の右傍に「一」「二」……と付し、文末に書き入れや校異を記した。但し、僅かでも字体が異なる文字をすべて挙げることは繁雑の難があるため、鈔本に類見する異体字の類で、一見して同義の文字であると判断可能な文字は、これを略して載せていない。（尊經閣本との校合は、尊經閣において當該書を実見し、紙焼きを購入している『天地瑞祥志』研究会代表の水口幹記氏が行った。）

校訂

一、①に示した原文を適宜正字に改め、句読点などの記号を付したものを②に記した。略字・異体字については、「日」と

「日」、「亅」と「氏」、「文」と「父」、「大」と「太」などの鈔本に多く見られる字形が混同される文字や、その字形が甚だしく相異なる場合以外は、特に断りなく改めている。

一、①に示した原文に衍字が有ると認めた場合は、②に衍字を丸括弧◁に入れて示し、脱字・誤字が有ると認めた場合は、適宜文字を挿入・改正した。

一、右の誤字・衍字・脱字を②に示す際、①に記した原文の書き入れ、もしくは尊經閣本を根拠とした箇所には白丸○を、他の関連資料を根拠とした箇所には四角□を付した。書き入れと他の関連資料の両者を根拠とした箇所には、白丸○しか付していない。

一、右に記した根拠以外、前後の文脈などに依拠して誤字・衍字・脱字を判断した箇所には黒丸●を付し、特記すべき事項が有れば②の文末に注記した。

訓読

一、②の文章を訓読し、③に記した。

一、④との対応は、ア・イ・ウ……の記号によって示した。

注釋

一、関連資料は③の右傍に（一）（二）……と付し、④に提示した。

一、④には、関連資料の書名、篇名と本文を記し、『天地瑞祥志』本文と対応する箇所傍線に付している。また、引用箇

所に注釋が付いている場合、本文中に(ア)(イ)……の記号を付して、本文の後に併記した。なお、引用文が長大に渉る際には、本文・注釋とともに『天地瑞祥志』本文と関連しない箇所を省略した。

一、②で四角□を付して誤字・衍字・脱字を示した際に根拠となった文字については、④の當該文字を□で囲み示した。

一、『天地瑞祥志』本文中の「守日」の「守」が『天地瑞祥志』撰者の「薩守真」であることは逐一注記しない。

※なお、底本の文字の判定や正字の確定などは、コンピュータ処理の可能な限り努めたが、最終的な判断は担当者に一任した。また、『天地瑞祥志』本文の体裁が各巻によつて異なるため、各巻の注釋の体裁も、各担当者に一任している。

翻刻・校注

◎月令：「月令」では、一年一二月に於ける政令を、自然界の推移に対応させて述べている。本文は「禮記月令云」と始まるように、『禮記』「月令」の本文を再構成した形となっている。ただし、『禮記』「月令」の冒頭にあるような天文・曆に関する記述は引用されていない。割注は、『禮記』の鄭氏注とほとんど同じである。

なお、『禮記』の本文引用・訓読にあたっては、竹内照夫『禮記』（新釋漢文大系、明治書院）、市原亨吉・鈴木隆一・今井清『禮記』（全釋漢文大系、集英社）などを参照していることをはじめにお断りしておく。その他の資料は適宜表示した。

くり返しになるが、本稿では、『天地瑞祥志』卷十六「月令」中の、「十月」から「十二月」について検討する。また、①②③中の「〈〉」は、割注であることを示している。なお、前稿(三)からの續きなので、通し番号は「11」から始まる。

11

十月、謹蓋藏（謂府庫困倉有城物）、脩行積聚、無有不斂（謂禾薪之屬之也）。坏城郭、備邊境、謹閑塞侯任（坏益也。侯任禽獸之道也）。飾喪紀、辨衣裳、審棺槨之薄厚、營丘壟之小大高卑薄厚之度、貴賤之等級（辨衣裳、謂壘斂尊卑所用也。有多少者也）。命工師郊功。無或作偽淫巧也。功有不當、必行其罪也。命將帥講武、習射御、角力。

11

②

十月、謹蓋藏（謂府庫困倉有^ア藏物）、^イ循行積聚、无有不^ウ斂（謂^ウ芻禾薪之屬、之也）。^エ坏城郭、備邊境、謹閑塞侯任（坏益也。侯任禽獸之道也）。^カ飾喪紀、辨衣裳、審棺槨之薄厚、^キ營丘壟之小大高卑薄厚之度、貴賤之等級（辨衣裳、謂^ク壘斂尊卑所用也。有多少者也）。命工師^コ效功。无或作^ク偽淫巧也。功有不當、必行其罪也。命將帥講武、習射御、角力。

11

③

十月、蓋藏を謹ましめ（府庫・困倉に藏する物有るを謂う）、

積聚を循行し、斂めざる有る无からしむ（芻禾・薪の屬を謂う、之なり）。城郭を坏し、邊境に備え、関を謹み、侯倭を塞ぐ（坏は益なり。侯倭は禽獸の道なり）。喪紀を飭え、衣裳を辨え、棺槨の薄厚、塋・丘壟の小大・高卑・薄厚の度、貴賤の等級を審らかにす（衣裳を辨うとは、襲斂は尊卑により用うる所あるを謂うなり。多少有る者なり）。工師に命じて功を效べしむ。作爲淫巧を作すこと或る无からしむるなり。功當たらざる有るは、必ず其の罪を行うなり。將帥に命じて武を講じ、射御を習い、力を角べしむ。

11④

◎『禮記正義』（一六三八～一六四四頁）

ア 命百官謹蓋藏。【謂府庫困倉有藏物】

イ 命司徒循行積聚、無有不斂。【謂芻禾薪蒸之屬】

ウ 坏城郭、戒門閭、脩鍵閉、慎管●、固封疆、備邊竟、完要塞、謹関梁、塞侯倭。【坏、益也。…（省略）…梁、橋横也。

侯倭、禽獸之道也】

エ 飭喪紀、辨衣裳、審棺槨之薄厚、塋丘壟之大小、高卑、厚薄之度、貴賤之等級。【此亦閉藏之具、順時飭正之也。辨

衣裳、謂襲斂尊卑所用也。所用又有多少。】

オ 是月也、命工師效功、陳祭器、按度程、毋或作爲淫巧、以蕩上心、必功致爲上。物勒工名、以考其誠【注は省略】。功

有不當、必行其罪【功不當者、取材美而器不堅也】

・天子乃命將帥講武、習射御、角力。

◎『禮記註疏』

ア 命百官謹蓋藏注謂府庫困倉有藏物

イ 命司徒循行積聚無有不斂注謂芻禾薪蒸之屬

ウ 謹関梁塞侯倭注坏坏益也、

エ 飭喪紀辨衣裳審棺槨之薄厚塋（↓墓のこと）丘壟之大小高卑厚薄之度貴賤之等級

注此閉藏之具順時飭正之也辨衣裳謂襲斂尊卑所用也所用又

有多少

オ 是月也命工師效功陳祭器按度程毋或作爲淫巧以蕩上心必功

致爲上

12①

孟冬行春令則凍不密地氣上泄（寅之氣乘之也）民多流亡（象

蟄蟲動之也）行夏令則其國暴風方冬不寒蟲傷士（巳之氣乘也

立夏異用事異爲風之也）行秋令則雪霜不時（申之氣乘）小兵

時起土地侵削（中陰尚微也申宿直參對參爲兵之也）

12②

孟冬行春令、則凍不密、地氣上泄（寅之氣乘、之也）、民多

流亡（象蟄蟲動、之也）。行夏令、則其國暴風、方冬不寒、

蟲復出（巳之氣乘也。立夏異用事。異爲風、之也）。行秋令、

則雪霜不時（申之氣乘）。小兵時起、土地侵削（申陰、尚

微也。申宿直參伐。參伐爲兵、之也）。

12 ③

孟冬に春令を行なへば、則ち凍りて密ならず、地氣上泄し
〔寅の氣乗ぐ、之なり〕、民多く流亡す〔蟄蟲の動くに象る、
之なり〕。夏令を行なへば、則ち其の國に暴風、方冬寒から
ず、蟲復た出づ〔巳の氣乗ぐなり〕。立夏 異事をを用う。異を
風と爲す、之なり〕。秋令を行なへば、則ち雪霜時ならず
〔申の氣乗ぐ〕。小兵時に起り、土地侵削せらる〔申は陰、尚
ほ微かなり。申は宿參伐に直る。參伐を兵と爲す、之なり〕。

12 ④

◎『禮記正義』(一六四四頁)

ア 孟冬行春令、則凍閉不密、地氣上泄。〔寅之氣乗之也〕。民
多流亡。〔象蟄蟲動。〕

イ 行夏令、則其國多暴風、方冬不寒、蟄蟲復出〔巳之氣乗之
也。立夏異用事。異爲風〕

ウ 行秋令、則雪霜不時。〔申之氣乗之也。〕小兵時起、土地侵
削。〔申陰氣、尚微。申宿直參伐。參伐爲兵。〕

◎『禮記註疏』

・孟冬行春令、則凍閉不密、地氣上泄注寅之氣乗之也。

ア 民多流亡注象蟄蟲動疏。

イ 行夏令、則國多暴風、方冬不寒、蟄蟲復出注巳之氣乗之也。

ウ 立夏異用事、異爲風。

行秋令、則雪霜不時注申之氣乗之也。小兵時起、土地侵削

注申陰氣尚微、申宿直參伐、參伐爲兵。

13 ①

十一月土事無作煩無發蓋无發室屋無起大衆以固而閔〔而女也
大陰用事尤重閉藏也〕

13 ②

十一月。土事无作、〔愼〕无發蓋、无發室屋、〔无〕起大衆、以固而
〔閔〕〔而女也〕。大陰用事尤重閉藏也。〕。

13 ③

十一月。土事を作すこと无く、愼みて蓋を發くこと无く、室
屋を發くこと无く、大衆を起すこと无く、以て而の閔を固
くせよ〔而は女なり。大陰事を用い、尤も閉藏を重んずるな
り。〕。

13 ④

『禮記』

仲冬之月、日在斗。昏東辟中、且軫中。其日壬癸。其帝顓頊。
其神玄冥。其蟲介。其音羽。律中黃鐘。其數六。其味鹹。其
臭朽。其祀行。祭先腎。冰益壯。地始坼。鶡旦不鳴。虎始交。
天子居玄堂大廟、乘玄路、駕鐵驪、載玄旂、衣黑衣、服玄玉
食黍與蔬。其器閔以奄。飭死事。命有司曰、土事毋作、〔愼〕毋
發蓋、毋發室屋、〔及〕起大衆、以固而閔。地氣沮泄、是謂發天

地之房。諸蟄則死、民必疾疫、又隨以喪、命之曰暢月。

『禮記』鄭玄注

而猶女也。暢猶充也。大陰用事、尤重閉藏也。

14 ①

省婦事毋得淫

14 ②

省婦事、毋得淫。

14 ③

婦事を省き、淫を得ること母からしむ。

14 ④

『禮記』

是月也、命奄尹、申宮令。審門閭、謹房室、必重閉。省婦事、毋得淫、雖有貴戚近習、毋有不禁。乃命大酋、秬稻必齊、麴蘖必時、湛熾必絜、水泉必香、陶器必良、火齊必得。兼用六物。大酋監之、毋有差貸。天子乃命有司、禱祀四海大川名源淵澤井泉。

15 ①

山林藪澤有能取踵食田獵禽獸者野虞教導之其有相侵奪者罪之

不赦也

15 ②

山林藪澤、有能取疏食田獵禽獸者、野虞教導之。其有相侵奪者、罪之不赦也。

15 ③

山林・藪澤、能く疏食を取り禽獸を田獵する者有るときは、野虞之を教導す。其の相侵奪する者有るときは、之を罪して赦さざるなり。

15 ④

『禮記』

是月也、農有不收藏積聚者、馬牛畜獸、有放佚者、取之不詰。山林藪澤、有能取疏食、田獵禽獸者、野虞教導之。其有相侵奪者、罪之不赦。

16 ①

君子齊戒處必掩身、欲寧去聲色禁者欲、安刑性事欲靜以待陰陽之所定（寧安也聲樂也）伐木取竹箭也

16 ②

君子齊戒、處必掩身、身欲寧。去聲色、禁者欲、欲安刑性、事欲靜、以待陰陽之所定（寧安也。聲樂也）。伐木取竹箭也。

16 ③

君子齊戒して、處るときは必ず身を掩ひ、身寧からんことを欲す。聲色を去り、著欲を禁じ、形性を安ずるを欲し、事靜かならんことを欲し、以て陰陽の定まる所を待つ（寧は安なり。聲は樂なり）。木を伐り竹箭を取るなり。

16 ④

〔禮記〕

是月也、日短至。陰陽爭、諸生蕩。君子齊戒、處必掩身、身欲寧。去聲色、禁嗜慾、安形性、事欲靜、以待陰陽之所定。芸始生。荔挺出。蚯蚓結、麋角解、水泉動。日短至、則伐木取竹箭。

17 ①

塗闕庭門閭築囿圉此所以助天地憲藏也

17 ②

塗闕庭門閭、築囿圉。此所以助天地閉藏也。

17 ③

闕庭・門閭を塗り、囿圉を築く。此れ天地の閉藏を助くる所
以なり。

17 ④

〔禮記〕是月也、可以罷官之无事、去器之无用者。塗闕庭門閭、

築囿圉。此所以助天地之閉藏也。

18 ①

仲冬行夏令則其國乃旱（午之氣乘之也）氣霧拌（霜霧露之氣散相亂者之也）雷乃發聲（震氣動也午屬震也）行秋令則天時雨汁瓜瓠不成（酉之氣乘也酉宿直昴畢÷好雨÷汁者水雷雜下也宿直四兵÷危内有瓠者之也）國有大兵（兵之名氣之也）行春令則蟲螟爲敗（當蟄者出卯氣之乘也）水泉盛竭（大火爲旱）民多疥
賴（疥屬之病孚甲之象）

18 ②

仲冬行夏令、則其國乃旱（午之氣乘、之也）。氣霧冥々（霜霧露之氣、散相亂者之也）。雷乃發聲（震氣動也。午屬震也）。行秋令、則天時雨汁、瓜瓠不成（酉之氣乘也。酉宿直昴畢。々好雨。々汁者水雷雜下也。子宿直虛危。虛危内有瓠者、之也）。國有大兵（兵亦金氣之也）。行春令、則螟蟲爲敗（當蟄者出。卯之氣乘、之也）。水泉盛竭（大火爲旱）、民多疥癩（疥癩之病、孚甲之象）。

18 ③

仲冬に夏令を行へば、則ち其の國乃ち旱し（午の氣乗ぐ、之なり）。氣霧冥々し（霜霧露の氣、散りて相亂るる者之なり）。雷乃ち聲を發し（震の氣動くなり。午は震に屬するな

り。秋令を行へば、則ち天時に汁を雨し、瓜瓠成らず（西の氣乗くなり。西は宿昂・畢に直る。畢は雨を好む。汁を雨すとは水雪雜りて下るなり。子は宿虚・危に直る。虚・危内に瓠有る者、之なり。）、國に大兵有り（兵も亦た金の氣、之なり。）。春令を行へば、則ち蝗蟲敗を爲し（當に蟄すべき者出づ。卯の氣乗ぐ、之なり。）、水泉咸な竭き（大火旱を爲す。）、民疥癩多し（疥癩の病、孚甲の象なり。）。

18 ④

『禮記』

仲冬行夏令、則其國乃旱〔ア〕、**氛霧冥冥**。〔イ〕、雷乃發聲〔ウ〕。行秋令、則天時雨汁、瓜瓠不成〔エ〕、國有大兵〔オ〕。行春令、則**蝗蟲爲敗**〔カ〕、水泉**咸竭**〔キ〕、民多**疥癩**〔ク〕。

『禮記』鄭玄注

〔ア〕 午之氣乘之也。

〔イ〕 霜露之氣、散相亂也。

〔ウ〕 震氣動也。午屬震。

〔エ〕 西之氣乘之也。西宿直昂畢。畢好雨。雨汁者水**雪**。雜下也。

子宿直虚危。

虚危内有瓜瓠。

〔オ〕 **兵亦金**之氣。

〔カ〕 當蟄者出。卯之**氣乘**之也。

〔キ〕 大火爲旱。

〔ク〕 疥癩之病、孚甲象也。

19 ①

十二月魚先薦寢席令民出五種命農計耕事脩尔詣具田默

19 ②

十二月。魚先薦寢席、令民出五種、命農計**耦耕**事、脩**耒耜**、

具田器。

19 ③

十二月。魚を先づ寢席に薦め、民をして五種を出ださしめ、農に命じて耦耕の事を計り、耒耜を脩め、田器を具へしむ。

19 ④

『禮記』

是月也、命漁師始漁。天子親往、乃嘗魚、先薦寢廟。冰方盛、水澤腹堅。命取冰。冰以入。令告民、出五種、命農計**耦耕**事、修**耒耜**、**具田器**。命樂師、大合吹而罷。乃命四監、收秩薪柴、以共郊廟及百祀之薪燎。

20 ①

歲**且**更始專而農民無有所使

20②

歲且更始。專而農民、无有所使。

20③

歲且に更始せんとす。而の農民を專らにして、使ふ所有ること无かれ。

20④

『禮記』

是月也、日窮于次、月窮于紀、星回于天、數將幾終、歲且更始。專而農民、毋有所使。天子乃與公卿大夫、共飭國典、論時令、以待來歲之宜。乃命太史、次諸侯之列、賦之犧牲、以共皇上帝社稷之饗。乃命同姓之邦、共寢廟之芻豢。令宰歷卿大夫至于庶民土田之數、而賦犧牲、以共山林名川之祀。凡在天下九州之民者、無不咸獻其力、以共皇天上帝、社稷寢廟、山林名川之祀。

21①

季冬行秋令則白露冬降介蟲爲讎（戊之氣乗之也九月之初尚有白露月中乃爲霜刃爲鼈蟹者之也）四鄙入保（畏兵壁寒之象）行春令則胎艸多傷（辰之氣乗也艸少長者也此月物甫萌芽季春乃勾者畢出萌者建達始艸多傷者生氣早至下死其生之矣也）國多固疾（生不死性有久病也）命之曰逆（泉害莫大於此也）行夏・則水潦敗國時雪不降蝸凍消釋（未之氣乗也季夏大雨時行也）

21②

季冬行秋令、則白露蚤降、介蟲爲妖（戊之氣乗、之也。九月之初、尚有白露。月中乃爲霜。丑爲鼈蟹者、之也。）、四鄙入保（畏兵壁寒之象）。行春令、則胎夭多傷（辰之氣乗也。夭少長者也。此月物甫萌芽。季春乃勾者畢出。萌者靈達。胎夭多傷者、生氣早至、不充其性、之矣也）。國多固疾（生不充性有久疾也）。命之曰逆（衆害莫大於此也）。行夏令、則水潦敗國、時雪不降、冰凍消釋（未之氣乗也。季夏大雨時行也）。

21③

季冬に秋令を行へば、則ち白露蚤く降り、介蟲妖を爲し（戊の氣乗ぐ、之なり。九月の初め、尚ほ白露有り。月中に乃ち霜と爲る。丑を鼈蟹の者と爲す、之なり。）、四鄙保に入る（兵を畏れ寒を辟くるの象なり）。春令を行へば、則ち胎夭多く傷れ（辰の氣乗ぐなり。天は少しく長ずる者なり。此の月物甫めて萌芽す。季春は乃ち勾る者畢く出で、萌す者盡く達す。胎夭多く傷るとは、生氣早く至り、其の性を充さざるなる、之なり）。國固疾多し（生性を充さず、久しく疾有るなり）。之を命けて逆と曰ふ（衆害此より大なるは莫きなり）。夏令を行へば、則ち水潦國を敗り、時雪降らず、冰凍消釋す（未の氣乗ぐなり。季夏大雨時に行くなり）。

『禮記』

季冬行秋令、則白露蚤降、介蟲爲妖〔ア〕、四鄙人保〔イ〕。行春令、則胎夭多傷〔ウ〕、國多固疾〔エ〕、命之曰逆〔オ〕。行夏令、則水潦敗國、時雪不降、冰凍消釋〔カ〕。

『禮記』鄭玄注

〔ア〕 戌之氣乘之也。九月初尚有白露。月中乃爲霜。丑爲鼯蟹。

〔イ〕 畏兵辟寒象。

〔ウ〕 辰之氣乘之也。天少長也。此月物甫萌芽。季春乃句者畢

出、萌者盡達。胎夭多傷者、生氣早至、不充其性。

〔エ〕 生不充性、有久疾也。

〔オ〕 衆害莫大於此。

〔カ〕 未之氣乘之也。季夏大雨時行。

——以上、第十六「月令」完結。